

## 別表三の二付表一

### 「連結特定同族会社の連結留保金額から控除する連結留保控除額の計算に関する明細書」

#### 1 この明細書の用途等

この明細書は、別表二の「判定結果18」において「特定同族会社」に該当する連結親法人が法第81条の13（連結特定同族会社の特別税率）の規定の適用を受ける場合に使用します。

#### 2 各欄の記載要領

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「適格合併等により増加した連結利益積立金額4」	適格合併若しくは適格分割型分割により被合併法人若しくは分割法人から引継ぎを受けた連結利益積立金額、連結完全支配関係がある他の連結法人の株式の譲渡等により増加した連結利益積立金額又は完全支配関係がある法人の寄附修正事由により増加した連結利益積立金額を記載します。	
「適格分割型分割等により減少した連結利益積立金額5」	適格分割型分割により分割承継法人に引き継いだ連結利益積立金額、連結完全支配関係がある他の連結法人の株式の譲渡等により減少した連結利益積立金額又は完全支配関係がある法人の寄附修正事由により減少した連結利益積立金額を記載します。	
「積立金基準額7」	この金額がマイナスとなる場合は、0と記載します。 なお、「期末連結利益積立金額6」の金額がマイナスである場合には、「同上の25%相当額2」の金額にそのマイナスの金額の正数金額を加算した金額を記載します。	例えば、「2」の金額が25,000,000円、「6」の金額が△5,000,000円である場合には、25,000,000円と5,000,000円との合計額30,000,000円を「7」に記載します。
「定額基準額2,000万円× $\frac{1}{12}$ 8」	$\frac{1}{12}$ の分子には、当期の月数（暦に従って計算し、1月未満の端数は切り上げます。）を記載します。	
「他の法人の株式又は出資の基準時の直前における帳簿価額から減算される金額18」	別表三の二付表三「21」に内書きした金額がある場合には、その金額を「別表三の二付表三「21」」の金額から控除した金額の合計額を記載します。	

#### 3 根拠条文

法81の13、令155の23～155の25の2